

第 3 2 号議案

亀岡市飲料水供給施設給水条例の一部を
改正する条例の制定について

亀岡市飲料水供給施設給水条例（昭和 4 3 年亀岡市条例第 1 3 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 5 年 1 1 月 2 5 日提出

亀 岡 市 長 栗 山 正 隆

亀岡市飲料水供給施設給水条例の一部を改正する条例

亀岡市飲料水供給施設給水条例（昭和 4 3 年亀岡市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「1 0 0 分の 1 0 5」を「1 0 0 分の 1 0 8」に改め、
同条の表中「 m^3 」を「立方メートル」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の亀岡市飲料水供給施設給水条例第 4 条の規定は、平成 2 6 年 6 月 1 日以後の検針に係る料金から適用し、同日前の検針に係る料金については、なお従前の例による。

亀岡市飲料水供給施設給水条例の一部を
改正する条例案要綱

- 1 亀岡市飲料水供給施設の給水料金について、消費税引上げに対応するため、所要の規定整備を図ること。
- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行すること。ただし、この条例による改正後の第4条の規定は、平成26年6月1日以後の検針に係る料金から適用し、同日前の検針に係る料金については、なお従前の例によること。